

## 第4回能代市都市計画マスタープラン及び能代市立地適正化計画策定委員会 － 意見および回答 －

### (1) 【都市計画マスタープラン】防災まちづくり構想（案）

No.	意見等（策定委員より）	回答
1	特定空家等とあるが、この「等」は何を指しているのか。	<p>「特定空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法に定義された言葉である。</p> <p>同法では、「空家等」を、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」と定義している。</p> <p>上記より、「等」とは、建築物に附属する工作物を指している。</p>
2	<p>道路整備は10年とか20年というスパンで考えるべきで、その場その場で対応をしていくというのはいかがなものかと思う。</p> <p>そのため、必要な箇所をピックアップしたものを整備計画としてまとめ、その計画に基づき、整備を進めていくべきではないかと思う。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

### (2) 【立地適正化計画】防災指針（案）

No.	意見等（策定委員より）	回答（事務局案）
1	<p>二ツ井地域について、分析では、危険があるということだが、これは、日常から気を付けていく必要があるということで、良いと思う。</p> <p>想定されるリスクを解消していくための取組を進めていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>二ツ井地域に関しては浸水想定区域に含まれるので、防災の取組を進めていくという条件で、居住誘導区域が設定されていることを周知する必要があると思う。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見等（策定委員より）	回答（事務局案）
3	<p>防災施設整備に関する説明が少なかったように感じたが、例えば、避難所が足りているのか、避難路が確保されているのかなど、もし整理をしていないのであれば、確認し、検討すべきと感じている。</p>	<p>市が指定する指定緊急避難場所および指定避難所に不足はない状況である。</p> <p>市では、「避難による安全確保」を第一に考えており、自治会や自主防災組織単位等で避難経路の確認等を行っていただいている。</p> <p>市道整備にあたっては、避難路の役割も担うことから、防災上の観点からの地域住民からの要望等も踏まえ、適宜、整備を実施している状況である。</p>

### （3）【都市計画マスタープラン】地域別構想（案）

No.	意見等（策定委員より）	回答（事務局案）
1	<p>能代東部地域の主要課題で、「鰯渕香楽」は、正しくは「鰯渕番楽」である。</p>	<p>ご指摘のとおり修正した。 【資料2：120ページ】</p>
2	<p>公共交通について、地域別構想では維持や利便性向上ということで記載されているが、この計画に基づき、公共交通が維持されるのかが不安である。</p> <p>効率的に公共交通を維持していくということを盛り込んでもらいたい。</p>	<p>今回の計画策定において目指すこととした「集約連携型の都市構造」の実現にあたっては、公共交通が重要な役割を担うという認識である。</p> <p>そのため、将来都市構造では「基幹公共交通軸」を位置づけたほか、全体構想・交通体系構想の中で、「公共交通網整備の方針」を位置づけたところである。</p> <p>公共交通の維持・充実等に関する具体的な取組については、本計画のほか、公共交通網形成計画とも連携しながら、実行していく考えである。</p>
3	<p>北高跡地に関する今後の検討は、経緯やプロセスをできるだけオープンにしながら、話をまとめていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>東部地域の幹線道路沿道における土地利用の維持とあるが、現状としては、触発されて増えていくものをコントロールする必要があるべき箇所なのだと考えている。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、下記の箇所を修正する。 【資料2：68ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能代東 I.C. 周辺以外の沿道商業・業務地について、「中心商業・業務地への影響も考慮し、適正な用途地域の範囲や建物用途の制限などについて研究・検討を進める」方針を追記。</li> </ul>

No.	意見等（策定委員より）	回答（事務局案）
5	<p>「用途地域の見直し」に関する方針がみられるが、それぞれ、方向性を記載していただきたい。具体的には、規制強化・緩和・除外の3つになろうかと思う。「見直し」だけでは内容がわからないため、例示が良いので、記載していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、下記の箇所を修正する。</p> <p>【資料2：全体構想・土地利用構想】 【資料2：地域別構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当文について、それぞれ「用途地域の適用除外の検討」、「住居系用途地域への見直し」、「用途地域の見直し」を明記。</li> </ul> <p>※ここでの「用途地域の見直し」とは、用途地域の種類の変更（規制緩和または強化）を意味しています。</p>
6	<p>市街地再開発事業について、先日の市長コメントと計画はどのように関連するのか。</p>	<p>「市街地再開発事業の支援の検討を進めます。」を追記しました。</p> <p>【資料2：95、97ページ】</p>
7	<p>立地適正化計画と都市計画マスタープランの地域別構想を比較しながらみると、地域別構想では、居住環境については維持という表現となっている。一方で、立地適正化計画では、市内の他の地区から積極的な誘導を行っていく施設もあると考えられるので、対外的な説明のためにも、整合を図るべき内容であると思っている。</p>	<p>本市の総人口は、今後、おおむね20年で4割程度の減少が予想されている。</p> <p>上記を踏まえると、いかに居住環境を維持していくのか、ということが最も大きい課題であるという認識である。</p> <p>そのため、立地適正化計画においては、誘導施設の位置づけとして、「都市機能誘導区域内にある現有機能の維持や流出抑制、新たな施設の立地による機能増進を図るため、誘導を促進する施設」としている。</p>

(4) 【立地適正化計画】誘導施設（案）

No.	意見等（策定委員より）	回答（事務局案）
1	<p>誘導施設の対象とならない施設については、これは国のルールなのか、市独自のルールなのか。</p> <p>例えば、ホテルをどうしても誘導したいとなった場合、国の方針を無視した設定ということはできないのか。</p>	<p>立地適正化計画の作成に係る Q&amp;A（令和3年3月19日改訂、国土交通省）において、ホテル等の宿泊施設は、誘導施設に該当しないとされている。</p> <p>本市においても、立地適正化計画が施設や居住の立地の誘導によって、「暮らしの機能」を守るために必要な事項を定める計画である、という考えから、ホテル等の宿泊施設を誘導施設に位置づけることは想定していない。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>